

## 業績評価結果の勤勉手当への反映を開始します

### ○令和6年度の業績評価の結果が、令和7年度の勤勉手当の支給率に反映されます。

また、これに伴い、勤勉手当の支給基礎から、扶養手当分を減じます。

業績評価結果	S	A	B	C	D
成績率	上位区分 [全体の上位 30%以内]		中位の区分		下位区分
勤勉手当支給月数	+0.05月		標準		▲0.05月

○翌年度任用があり、勤勉手当（6月・12月）が支給される場合に反映されます。

○反映方法は正規職員と同様です。

また、勤勉手当の支給基礎額も正規職員と同様になります。

○評価の方法は変更ありません。

「S」または「A」の評価を受けた教職員の中から、全体の上位30%以内の人に、上位区分が適用されます。

「D」の評価を受けた場合、下位区分が適用されます。

### ○経過措置

上位区分者の勤勉手当への成績率の反映と扶養手当分の減額について、4年間の経過措置を設けます。

勤勉手当支給	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
上位区分の成績率	+0.00月	+0.02月	+0.03月	+0.04月	+0.05月
扶養手当の減額割合	0%	25%	50%	75%	100%
下位区分の成績率	±0.00月	▲0.05月	▲0.05月	▲0.05月	▲0.05月

※能力評価結果の昇給への反映は行いません

#### 苦情の申出

評価結果について、校長から再説明を受けても納得できない場合は、教育委員会に設置する窓口にご相談できます

○苦情の相談を行う場合は、相談受付の期日までに、所管の教育委員会の窓口まで、申し出てください。

## 勤勉手当の支給と人事評価（業績評価）の反映について

### ○令和6年度から、要件に該当する場合は、勤勉手当が支給されます。

支給の要件は期末手当と同様です。

基準日(6月1日及び12月1日)に在職する者  
ただし、以下の場合は支給しない

- ・1週間あたりの正規の勤務時間が20時間未満
- ・外国語指導助手等JETプログラム参加者
- ・常勤職員において支給対象外とされている者と同様の者※無給休暇等

#### R6支給月数（標準）

6月期 1.025月 12月期 1.025月  
※期末手当は別に支給されます。

#### 支給日

6月30日 12月10日

### ○人事評価結果（業績評価）の反映について

#### 令和6年度の業績評価の結果が、令和7年度の勤勉手当の支給率に反映されます。

人事評価（業績評価）の結果を、翌年度任用があり(※)、勤勉手当の支給対象の場合に、勤勉手当に反映します。

業績評価結果	A	B	C
勤勉手当支給月数	標準		▲0.05月

(※)同一校で同一職に任用がある場合

※評価方法に変更はありませんが、業績評価結果がCとなった場合は、校長からその旨の説明を行います。

「C」の評価を受けた場合、下位区分が適用されます。  
「A」または「B」の評価については、標準の区分となります。

#### 苦情の申出

評価結果について、校長から再説明を受けても納得できない場合は、教育委員会に設置する窓口にご相談できます